

もっと知りたい!

藤岡市のこと

地域の皆さんの安心を守ります!

地域住民から信頼される医療を目指して

当院は、地域医療支援病院として地域の皆さんにとって安心・安全な医療を提供するとともに、24時間体制で救急患者さんの受け入れや災害発生時の医療体制の中核となる役割を担っています。

当院の各診療科をはじめとした詳しい紹介については、公式Instagramや、広報誌「ささえあい」にて特集していますので、ぜひご覧ください!

「10年、20年先の都市環境を創造するまちづくり」をテーマとした藤岡市の施策を紹介します。

問い合わせ 公立藤岡総合病院(☎23311)

▲広報誌「ささえあい」ホームページからご覧ください

▲公立藤岡総合病院 ホームページ

▲公立藤岡総合病院 公式Instagram

困ったときの3月の無料相談

日常生活に関する悩み事、困り事の相談を無料で受けます。相談員は各分野の専門家で、秘密は厳守します。

相談	日時	会場	予約	問い合わせ
法律相談	6日(金)・19日(木)・26日(木) 午後1時～4時	市役所本庁舎 26日は地域づくりセンター 鬼石	下記期日から電話またはふじおか電子申請受付システム(右記2次元コードを読み取り)で予約 ▷6日=2月20日(金) ▷19日=3月5日(木) ▷26日=3月12日(木)	地域づくり課 (☎402211)
行政相談	11日(水)・18日(水)・19日(木) 午後2時～4時	市役所本庁舎 19日は地域づくりセンター 鬼石	当日会場へ(予約不要)	QRコード
人権相談	13日(金)・27日(金) 午後1時～3時	市役所本庁舎	当日会場へ(予約不要)	
心配ごと相談	11日(水)・25日(水) 午後1時～4時	総合学習センター北棟	当日会場へ(予約不要)	市社会福祉協議会 (☎5647)
ボランティア相談	毎週月～金曜日、14日(土) 午前8時30分～午後5時	総合学習センター南棟	予約不要 ▷相談方法=電話・面談	
青少年相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 毎週土・日曜日 午後1時～4時	青少年センター (教育庁舎内)	予約不要 ▷相談方法=電話・面談・LINE (アカウント名:藤岡市青少年センター)	青少年センター (☎44150)
教育相談	毎週火・木・金曜日 午前9時～午後4時	教育研究所 (教育庁舎内)	予約不要 ▷相談方法=電話・面談	教育研究所 (☎9801)
家庭児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	複合施設ふじまる 子育て・健康センター	予約不要 ▷相談方法=電話・面談	子育て応援課 (☎507805)



市で初めてとなる地域おこし協力隊の活動報告会を開催しました。現役隊員と経験者が登壇し、来場者の前でそれぞれの思いや挑戦、これまでの歩みを報告しました。

報告会は、林業や過疎地域などで抱えている課題の克服に向けて、隊員一人一人がどのように感じ行動してきたか、リアルな情報を共有する機会になりました。また、隊員達が語る将来の夢に対し、共感と感動を醸成する空間ともなりました。

地域おこし協力隊は、これからも地域の魅力や潜在する可能性を市内外へ発信し、活動の輪を広げていきます。そして、人と人、町と町をつなぐ活動を着実に積み重ね、地域の発展に向けて活動していきます。

地域おこし協力隊
星野 貴男



協力隊の活動はこちら

問い合わせ 鬼石振興課(☎23111)

人権を考える「子どもの人権」

迷ったらまず相談

児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、次のような行為があります。

- 身体的虐待：殴る・蹴る・叩く・投げ落とす・激しく揺さぶる・やけどを負わせるなど
- 性的虐待：子どもへの性的行為・性的行為を見せる・ポルノグラフィの被写体にするなど
- ネグレクト：家に閉じ込める・食事を与えない・ひどく不潔にする・自動車の中に放置する・重い病気になっても病院に連れていかないなど
- 心理的虐待：言葉による脅し・無視・きょうだい間での差別的扱い・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、次のような行為があります。こうした家庭に適切な支援が差し伸べられず、痛ましい児童虐待に至るケースがあります。令和5年度に全国の児童相談所が児童虐待として対応した件数は約22万5000件(子ども家庭庁)。前年度より約1万件の増加で過去最多です。

子育ての当事者である保護者はもちろん、周囲の人が勇気をもって声を出すことが、悩んでいる保護者や子どもたちを救うことにつながります。迷ったら、次の相談窓口に連絡をしてください。

児童虐待が疑われる場合、児童相談所や市の担当窓口へ通告することは、「児童虐待の防止等に関する法律第六条」「児童福祉法第二十五条」に規定されています。また、通告・相談した人やその内容に関する秘密は守られます。通告・相談した人が責められることはありません。

児童虐待が疑われる場合、児童相談所や市の担当窓口へ通告することは、「児童虐待の防止等に関する法律第六条」「児童福祉法第二十五条」に規定されています。また、通告・相談した人やその内容に関する秘密は守られます。通告・相談した人が責められることはありません。

▽市役所子育て応援課(☎7804)▽ふじおか子育て110番(☎245110)▽西部児童相談所(☎027・322・2498)▽県子どもホットライン24(☎0120・783・884、☎027・263・1100(携帯))▽児童相談所全国共通ダイヤル(☎189(いち はやく))▽親子のための相談LINE(下記2次元コード読み取り)▽藤岡警察署(☎0110)

問い合わせ 生涯学習課(☎26888)・子育て応援課(☎507804)

通告・相談をする意味

子育てには、それぞれの時期ごとに異なった大変さがある。関係機関が通告・相談を受けた際の家庭訪問時の第一声は、「何かお困りのことはありますか?」です。何も聞かずに児童を保護することはありません。重大な事態に至る前に、必要な支援を行なうことを第一に考えています。

子育てには、それぞれの時期ごとに異なった大変さがある。関係機関が通告・相談を受けた際の家庭訪問時の第一声は、「何かお困りのことはありますか?」です。何も聞かずに児童を保護することはありません。重大な事態に至る前に、必要な支援を行なうことを第一に考えています。